

後継企業年金基金 加入申込書類 用紙

ご提出期限 10月2日（金）必着

<ご提出時期について>

◇厚生労働省認可申請前の諸準備を円滑に進められるよう、提出期限に関わらず、**出来るだけ9月中の基金着でご提出**いただきますようご協力お願いいたします。

◇③以下の書類は②（設立認可申請書）の添付書類です。**締切内に添付書類をご準備いただくのが厳しい場合は、①・②のみを期限までにご提出**いただき、後日別途残りの書類をご提出（11月6日までをお願いします）いただいても差し支えありません。

<ご記入について>

◇ご案内文書ご記入に当たっては、ご案内文書（冊子）P6以降の記入例をご参考として下さい。

◇様式・記入例のPDFファイルは、当基金ホームページからもダウンロードできます。

書類名（□に✓を入れて確認）			
①	<input type="checkbox"/> 企業年金基金加入申込書	要押印	締切日 10月2日必着 でご提出下さい
②	<input type="checkbox"/> 企業年金基金設立認可申請書	要押印	
③	<input type="checkbox"/> 同意書（従業員代表、又は労働組合）	要押印	締切に遅れて のご提出も 可能です *11月6日まで にご提出下さい
④	<input type="checkbox"/> 証明書（従業員代表の証明、又は労働組合の現況の証明）	要押印	
⑤	<input type="checkbox"/> 労使合意に至るまでの経緯		
⑥	<input type="checkbox"/> 健保・厚年「保険料納入告知書・領収済額通知書」コピー （厚生年金適用事業所等であることが分かる書類） →A4用紙にコピーして添付願います		

*②～⑥は、厚生労働省に提出する書類です（基金でとりまとめのうえ提出します）

厚生年金基金
事業所番号（5桁）

--	--	--	--	--

様式C

平成27年____月____日

全国卸商業団地厚生年金基金 御中

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名

印

企業年金基金 加入申込書

全国卸商業団地厚生年金基金が解散するにあたり、当基金の加算部分の給付を引き継ぐ新しい企業年金基金（確定給付企業年金法に基づく基金型確定給付企業年金で、平成28年3月発足予定の「全国卸商業団地企業年金基金（仮称）」）の設立にあたり、下記の必要書類を添付のうえ、当事業所として正式に加入申し込みをいたします。

記

1. 企業年金基金設立認可申請書
2. 同意書
被用者年金被保険者等の過半数を代表する者（従業員代表）の同意書、
または、労働組合の同意書
3. 証明書
被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書、
または、労働組合の現況に関する事業主の証明書
4. 労使合意に至るまでの経緯
5. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類
（年金事務所から送付される健保・厚生「保険料納入告知書・領収済額通知書」等）

以上

〔備考〕

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

印

企業年金基金設立認可申請書

企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 基金型企業年金規約（案）
2. 加入者となる者の数を示した書類
3. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
6. 基金資産管理運用契約に関する書類
7. 労働協約等の写し
8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
9. 労使合意に至るまでの経緯
10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

以 上

平成 年 月 日

(事業所名称・代表者名)

殿

(事業所名称)

従業員代表

印

同 意 書

確定給付企業年金法第3条第1項に基づき確定給付企業年金に係る規約の作成及び企業年金基金の設立に同意します。

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所 属

2. 役 職

3. 氏 名

4. 住 所

5. 選出方法 挙手による

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

実施事業所名

事業主名

印

住 所

労使合意に至るまでの経緯

平成 年 月 日

（会社名）

1. 従業員への説明

部 門	
日 付	平成 年 月 日
場 所	
出席者	
議 題	
質疑応答等	

部 門	
日 付	平成 年 月 日
場 所	
出席者	
議 題	
質疑応答等	

2. 最終合意、同意書の提出

日 付	平成 年 月 日
場 所	
出席者	
経 過	

5. 申込書類記入例

厚生年金基金
事業所番号（5桁）

0 0 0 0 1

様式C

封筒の宛名シールに5桁の番号で記載されています
シールの種類により「1721」につづけて記載されている場合があります

平成27年 9月 25日

全国卸商業団地厚生年金基金 御中

日付をご記入ください（作成日又は発送日）

①の記入例

この書類は
10月2日（金）基金必着です
*なるべく9月中にご提出
お願いいたします

事業所所在地

東京都港区赤坂5-1-31

事業所名称

第六セイコービル4階

事業主氏名

卸団地基金 株式会社

代表取締役

流通 太郎

代表者印

代表者
之印

ゴム印で結構です

企業年金基金 加入申込書

全国卸商業団地厚生年金基金が解散するにあたり、当基金の加算部分の給付を引き継ぐ新しい企業年金基金（確定給付企業年金法に基づく基金型確定給付企業年金で、平成28年3月発足予定の「全国卸商業団地企業年金基金（仮称）」）の設立にあたり、下記の必要書類を添付のうえ、当事業所として正式に加入申し込みをいたします。

記

1. 企業年金基金設立認可申請書
2. 同意書
被用者年金被保険者等の過半数を代表する者（従業員代表）の同意書、
または、労働組合の同意書
3. 証明書
被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書、
または、労働組合の現況に関する事業主の証明書
4. 労使合意に至るまでの経緯
5. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類
（年金事務所から送付される健保・厚生「保険料納入告知書・領収済額通知書」等）

以上

〔備考〕

3. ~5. の書類のご提出が遅れる場合は、備考欄に
「3. ~5. の書類は後日提出」とご記載下さい。

②の記入例

この書類は
10月2日（金）基金必着です
*なるべく9月中にご提出
お願いいたします

厚生労働大臣 殿



日付・番号は記入しないでください

申請者 住 所
事業所名称
事業主名称

東京都港区赤坂5-1-31
第六セイコービル4階
卸団地基金 株式会社
代表取締役 流通 太郎

代表者
之印

ゴム印で結構です

企業年金基金設立認可申請書

必ず代表者印を
押印して下さい

企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 基金型企業年金規約（案） **当基金が準備します**
2. 加入者となる者の数を示した書類 **当基金が準備します**
3. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書 **→③の書類**
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書 **→④の書類**
5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類 **当基金が準備します**
6. 基金資産管理運用契約に関する書類 **当基金が準備します**
7. 労働協約等の写し **通常は不要となります**
8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
9. 労使合意に至るまでの経緯 **→⑤の書類** **通常は不要となります**
10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類 **→⑥の書類**

以上

この書類は、締切に遅れてのご提出も可能です（11月6日までにご提出下さい）

③の記入例
従業員代表同意書
(労働組合ない場合)

(事業所名称・代表者名)

卸団地基金 株式会社
代表取締役 流通 太郎 殿

日付は記入しないでください

平成 年 月 日

ゴム印で結構です

(事業所名称) 卸団地基金株式会社

従業員代表 問屋 治虫 問屋

サインをお願いします

同意書

認印・シャチハタでも
結構です

確定給付企業年金法第3条第1項に基づき確定給付企業年金に係る規約の作成及び企業年金基金の設立に同意します。

(注1) 労働組合がある場合

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、従業員代表ではなく、当該労働組合の同意書が必要となります。

該当する場合は、お手数ですが、ホームページに同意書様式と記入例を掲載しておりますのでそちらをご覧ください。か、基金までご連絡いただければ、手続きのご案内をいたします。

(注2) 従業員代表者として署名できる従業員の要件は、『労働基準法に規定する「管理監督者」でない従業員』となります。

～「三六協定」に署名する従業員代表と同一要件

「管理監督者」：一般的には部長、工場長など労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるものの意であり、名称にとらわれず実態に即して判断すべき、とされている。
(役付者であればすべてが管理監督者となるわけではない)

○企業年金基金の加入者となる者である必要はありません。

(65歳以上の従業員でも可です。)

○該当者がいない場合は、厚生年金被保険者である役員でも結構です。

この書類は、締切に遅れてのご提出も可能です（11月6日までにご提出下さい）

**④の記入例
事業主証明
（労働組合ない場合）**

これは、従業員代表による同意書を提出する場合の従業員代表に関する事業主の証明書です。
労働組合の同意書をご提出いただく場合は、労働組合に関する事業主の証明書をご提出いただくことになります。

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

- 1. 所 属 総務部経理課
- 2. 役 職 課員
- 3. 氏 名 問 屋 治 虫
- 4. 住 所 千葉県我孫子市〇〇町△△番地
- 5. 選出方法 挙手による

ゴム印・手書き
いずれでも可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

日付は記入しないでください

厚生労働大臣 殿

実施事業所名 卸団地基金 株式会社
 事業主名 代表取締役 流通 太郎
 住 所 東京都港区赤坂5-1-31
 第六セイコービル4階

代表者
之印

ゴム印で結構です

必ず代表者印を
押印して下さい

この書類は、締切に遅れてのご提出も可能です（11月6日までにご提出下さい）

⑤の記入例 労働組合なしの場合

別紙様式（労組無し）

労使合意に至るまでの経緯

日付は記入しないでください

平成 年 月 日

（会社名） 卸団地基金株式会社

ゴム印で結構です

1. 従業員への説明

部 門	本社
日 付	平成27年9月10日 （下記（注）参照）
場 所	本社3階会議室
出席者	本社勤務者27名
議 題	厚生年金基金の解散と企業年金基金への参加について
質疑応答等	反対意見はなく、企業年金基金への参加の同意が得られた

部 門	山梨工場
日 付	平成27年9月11日 （下記（注）参照）
場 所	山梨工場会議室
出席者	山梨工場勤務者37名
議 題	厚生年金基金の解散と企業年金基金への参加について
質疑応答等	反対意見はなく、企業年金基金への参加の同意が得られた

2. 最終合意、同意書の提出

日 付	平成27年9月18日 （下記（注）参照）
場 所	本社3階会議室
出席者	従業員代表 問屋治虫
経 過	説明会を踏まえたうえで従業員代表から最終合意が得られ、同意書の提出を受けた

（注）

◇記入用紙にある項目についての記載があれば、様式は問いません
（独自に書き起こしていただいても結構です）

◇説明日付、合意日付について、差し支えないようでしたら空欄にしてご提出いただいても結構です（提出時点で予定としている場合等）

この書類は、締切に遅れてのご提出も可能です（11月6日までにご提出下さい）

⑥のサンプル

健保・厚生「保険料納入告知額・領収済額通知書」コピー
サンプル

（直近月分の通知書をA4用紙にコピーし、ご提出願います）
コピーは、縦向き横向きいずれでも可です

保険料納入告知額・領収済額通知書

5077

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	13セト	事業所番号	53416
納付日の年月	平成 27年 8月	納付期限	平成 27年 9月 30日
健康勘定	厚生年金勘定	子どものための金銭の給付勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当進出金	
合計	額	¥	円

平成 27年 7月 分 保 険 料	領収日	平成 27年 8月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子どものための金銭の給付勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当進出金
合計	額	¥
		円

平成 27年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
（ 港 年金事務所 ）



107-0052 港区 赤坂
5-1-31
第6セイコービル4階
全国卸商業団地厚生年金基金

様



（裏面へつづく）